

浪江駅西側地区共創会議会則

(目的)

第1条 浪江駅西側地区共創会議（以下「共創会議」という。）は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 浪江駅西側地区におけるまちづくりを通じて、浪江町、町民、民間事業者、団体等の様々な主体が連携して新たな価値を創造する共創活動（以下「共創活動」という。）により、地域課題の解決、及び浪江駅西側地区の持続可能な発展を実現するための取り組みを行こと。
- (2) 地域の生活環境向上を促進し、共創活動により地域資源を最大限に活用した公民連携によるまちづくりを実現すること。

(事務局)

第2条 共創会議の事務局は浪江町市街地整備課に置く。

(会議運営)

第3条 共創会議は、第1条の目的を達成するために、次のとおり会議の運営を行う。

- (1) 共創会議は開かれた場とし、会員は自由に入退会できるものとする。
- (2) 総会を年1回開催するものとする。
- (3) 総会の下部組織として必要な部会を設置することができるものとする。
- (4) 町又は町が委託する共創推進アドバイザーが総会及び部会を議長として総括する。
- (5) 総会は原則公開とし、会員以外の町民等による傍聴を可能とする。
- (6) 共創会議には必要に応じて専門家、国及び県等の関係機関が参加できるものとする。
- (7) 共創会議内容は事後に会員へ情報共有する。
- (8) その他の運営上必要な事項は別に定める。

(部会)

第4条 第1条の目的を達成するために、次のとおり部会を運営する。

- (1) 部会は必要の都度開催し、地域活性化や課題解決に向けた具体的なテーマごとにより詳細な議論を行う。当面の間、組成する部会は次のとおりとする。

ア コミュニティ部会

地域での具体的な事業組成に向けて、生活交流コミュニティ形成、事業共創コミュニティ形成、エリアの運営、学びや成長などに関して意見交換と共創を促進する部会

イ 基盤整備部会

町が進める浪江駅西側地区の基盤整備に係る基本設計や実施設計に関して意見交換と共創を促進する部会

- (2) 部会では、相互に平等な立場で意見を出し合い、原則参加者全体での意思決定を目指す。
- (3) 異なる専門性を持つ会員が互いに学び合い、知見を共有する。
- (4) 部会の成果は定期的に総会で共有し、地域への影響等を評価する。
- (5) 部会は原則公開とする。ただし、会員間の率直な意見交換を行うために必要な場合には非公開とする。

(会員)

- 第5条 共創会議の会員は、第1条の目的に賛同するすべての町民をはじめとした個人、民間事業者、団体、専門家の他、浪江町の関係者、浪江町が必要と判断した者とする。
- 2 前項にかかわらず、暴力団や反社会勢力であるもの、それらに該当しなくなつて一定期間を経過しないものは参加できない。
 - 3 共創会議に参加を希望する者は、入会申込書又はWEB申込フォームにより町に申請するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第6条 次の事項に該当する場合は、会員資格を喪失する。
- (1) 町から求められた資格等の提示について有効な資格が証明されない場合
 - (2) 共創会議の運営に著しく反する行為を行う場合

(会員の責務)

- 第7条 各会員は、対話を通じて共通の理解を深め、地域課題の解決に向けて協力し、浪江駅西側地区のまちづくりの実現に向けて具体的な連携等を図ることが求められる。

(町の責務)

- 第8条 町は町民や地域で活動する団体、事業者、学識経験者等の参加を積極的に呼びかけ、多様な意見や視点を反映できるようにする。
- 2 町は、柔軟な運営を行い、各会員が地域のニーズや関心に応じて自由に関与できる環境を整備する。
 - 3 町は、法令や財源の範囲内において、会議の結果を浪江駅西側地区のまちづくりに最大限反映する。

(知的財産と情報管理)

- 第9条 共創会議において、会員相互で知り得た個人情報や機密情報は適切に管理し、外部への漏洩を防ぐため、知的財産及び情報管理について、次のとおり取り扱う。
- (1) 他者のアイデアや提案を尊重し、無断流用を禁止する。
 - (2) 会議で共有されたアイデアは、原則として参加者間の共有財産とする。
 - (3) 特許権、著作権等に関わる提案は、事前にその旨を明確にする。

- (4) 会員は、自身の発言や提案が他の参加者によって発展的に活用される可能性があることを理解すること。

(事業化等)

第10条 参加者は自由にチーム等を組成し、事業化に向けた検討・準備を行うことができる。

2 チームでの活動については、部会活動と並行して独自の検討が可能とする。また、必要に応じて他の参加者への協力要請や新規メンバーの募集が可能とし、活動状況を共創会議に共有し、助言や協力を得ることができる。

3 チームにおいて、決定事項の実現に向けて、各参加者が責任を持って行動する。

4 事業の実現可能性を高めるため、町や関係機関との協議を行うことができる。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項については別に定める。

附則

この会則は令和7年4月2日から施行する。

入会申込書

申請者 (名 称)
年月日 年 月 日

項目	記入欄	摘要
住所		任意
電話番号		任意
メールアドレス		
共創会議において貢献できる事項、分野		
共創会議において求めるパートナー像や求める技術要素など		
浪江駅西側地区において自分が担いたい役割		開発者、テナント、計画者、設計者、運営者
浪江駅西側地区の具体的な活用プラン		業態、用途、敷地面積、延べ床面積、特徴などを記載してください。 R6 年度に実施した「浪江駅西側地区公民連携アイデア提案募集」に応募済みの者は記載不要

裏面の第 1 への確約、及び第 2 を承諾します。

氏名

申込 WEB フォーム



第1（反社会的勢力の排除）

- 1 申請者は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準会員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第2（退会処分）

- 1 浪江町は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、会員の資格を停止し、申請者を退会処分とすることができることについて承諾する。
 - (1) 第1第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - (2) 第1第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 第1第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 2 前項の規定により申請者が退会処分に処された場合には、申請者は、浪江町及び他の会員に対し、自身の退会により生じた損害を賠償しなければならないことを承諾する。
- 3 第1項の規定により退会処分に処された場合には、申請者は、退会処分による損害について、浪江町や他の会員に対し何らの請求もすることができないことを承諾する。

以 上

自己紹介シート（公表用）

申請者（名 称）
年月日 年 月 日

私の強み、提供できること	他の皆さんにお願いしたいこと、求める技術等
連絡先	
連絡窓口 氏名、所属、役職	連絡方法

共創会議の対話・共創の基本姿勢

1. 全ての参加者は対等な立場で、肩書や立場にとらわれない自由な意見交換を行う。
2. 参加者は互いを尊重し、建設的な対話を心がける。批判ではなく、提案や改善案を示すよう努める。
3. 発言の機会は平等とし、以下を遵守する。
 - 特定参加者による議論の独占を避ける。
 - 他者の発言中の割り込みを控え、最後まで傾聴する。
4. 異なる意見や視点を受け入れる柔軟性を持ち、失敗を恐れず新しい取り組みに挑戦する。
5. 浪江駅西側地区および浪江町全体の最適化を考え、個人や特定組織の利害にとらわれない視点を持つ。